

埼玉県立循環器・呼吸器病センターで使用する電気 仕様書

1 概要

(1) 件名

埼玉県立循環器・呼吸器病センターで使用する電気

(2) 需要場所

埼玉県熊谷市板井1696

(3) 業種及び用途

病院（病院で使用する電力）

2 仕様

(1) 供給電気方式等

供給電気方式	交流3相3線式
供給電圧（標準電圧）	6,000ボルト
計量電圧（標準電圧）	6,000ボルト
標準周波数	50ヘルツ
受電方式	本線、予備線2回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量等

契約電力	1,300キロワット
予定使用電力量	別紙「予定使用電力量ほか」のとおり

(3) 供給期間

令和3年12月1日午前0時から令和4年11月30日午後12時まで

(4) 電力量等の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	遠隔自動検針
電力量計構成	電力需給用複合計器（通信機能付）

(5) 需給地点

埼玉県立循環器・呼吸器病センターの施設した第1号柱上の東京電力エナジーパートナー株式会社の架空引込線と埼玉県立循環器・呼吸器病センターの開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3 その他

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置しており、契約期間中95～100%を保持する予定である。

(2) 今回の契約を実行するため、新たに発生する設備の改造に必要な費用は、受注者の負担とする。

(3) 非常用自家発電設備（1,000キロボルトアンペア×1台、750キロボルトアンペア×1台、200キロボルトアンペア×1台、150キロボルトアンペア×1台、55キロボルトアンペア×1台、40キロボルトアンペア×1台）、常用発電設備（370キロワット×2台、700キロワット×2台）を有している。

(4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、受注者制定の電気需給約款による。これらに定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款による。

予定使用電力量ほか

使用電力量等は、前年の使用電力実績を基に設定した数値である。

年月	基本料金	予備電源	電力量料金				最大電力 (kW)	力率 (%)
			ピーク	夏季昼間	その他季昼間	夜間		
	契約電力 (kW)	契約電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)		
R3年12月	1,300	1,300			308,772	359,923	1,198	100
R4年1月	1,300	1,300			302,237	392,398	1,212	100
R4年2月	1,300	1,300			301,466	351,473	1,236	100
R4年3月	1,300	1,300			313,442	356,935	1,195	100
R4年4月	1,300	1,300			296,201	320,671	1,169	100
R4年5月	1,300	1,300			237,689	336,593	1,188	100
R4年6月	1,300	1,300			267,792	285,221	1,202	100
R4年7月	1,300	1,300	47,251	169,150		344,004	1,193	100
R4年8月	1,300	1,300	68,818	199,462		364,865	1,217	100
R4年9月	1,300	1,300	53,095	150,540		295,452	1,157	100
R4年10月	1,300	1,300			297,233	266,588	1,042	100
R4年11月	1,300	1,300			278,018	334,020	1,061	100

夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間

その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間

ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間
ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く

昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間
ただしピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く

夜間時間 ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間

休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日